れいわ ねんど 令和5年度

けんりつしょうがいしゃしえんしせっ ほうこうせい 県立障害者支援施設の方向性ビジョン

> れいわ ねん がつ **令和5年12月** かながわけん 神奈川県

もくじ目次

はじめに	1
第1章 これまでの経過	2
第2章 県立障害者支援施設の現状と課題 1 中井やまゆり園 2 さがみ緑風園 3 芹が谷やまゆり園 4 津久井やまゆり園 5 愛名やまゆり園 6 厚木精華園 7 三浦しらとり園	11 12 13 14 15
第3章 外部委員会からの提言 1 将来展望検討委員会からの指摘・提言 (1) 指摘された課題 (2) 提言された内容 2 支援改革プロジェクトチームの指摘・提言 (1) 指摘された課題 (2) 提言された関語 (3) 投稿された課題 (4) 指摘された課題 (5) 投稿された課題 (6) 指摘された課題 (7) 指摘された課題 (7) 指摘された課題 (7) 指摘された課題 (8) 投稿された課題	18 18 18 20
1 指摘・提言を受けた県の基本的な考え方 2 各県立障害者支援施設の方向性 (1) 中井やまゆり園 (2) 芹が谷やまゆり園 (3) 津久井やまゆり園 (4) 愛名やまゆり園 (5) さがみ緑風園 (6) 厚木精華園	23 23 24 25 25 25 26 26 26

第5		28
1	— , — -	28
2	でたいてき とりくみ 2 具体的な取組	29
3	3 その他	32
だい 笙 6	しょう こんご けんりつしょうがいしゃしえんしせつ やくわり は しせつ そしきしっこうたいせい 章 章 今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の組織執行体制	33
	そ しきしっこうたいせい しせ いり	33
1	かくせいど がいよう	33
	かくせいど とくちょう	34
2	こんご けんりつしょうがいしゃしえんしせつ うんえい そしきしっこうたいせい ひかくけんとう	35
10.		
第7		41
1	そしましっこうたいせい いこう じょ 組織執行体制の移行時期	41
2	//3 113 //3/1417 SAZETI E / 2/2/2 == / C · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
2	2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫 うんえい とうめいせい かくほ (1) 運営の透明性の確保	41 41
2	2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫	41
2	 効率的・効果的な運営を実現するための工夫	41
2	2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫	41 42
さんこう	 効率的・効果的な運営を実現するための工夫	41 42 42
	2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫	41 42 42 43

はじめに

これまで県立障害者支援施設(以下「県立施設」という。)は、時代の要請に応じて、それがいるという。)は、時代の要請に応じて、それがいるという。)は、時代の要請に応じて、それがいるという。)は、時代の要請に応じて、その役割を果たしてきた。近年では、平成15年の「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」や平成26年の「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」の提言を受け、県立施設は、民間では対応が困難な障害者を受け入れるという役割を担い、中でも県直営の施設では、それがいるというでは特に対応が困難な障害者を受け入れるという役割を担い、中でも県直営の施設では、それがいるというでは特に対応が困難な障害者を受け入れ支援してきた。

とりわけ、県直営の中井やまゆり園は、強度行動障害対策という機能に特化した もゅうかくしせっ 中核施設として、福祉人材の育成も含め、施設を運営してきた。一方で、県立施設における長時間の居室施錠など不適切な支援が明らかとなり、その検証を行った外部 すきりにきしゃとう はんりっしせっ 有識者等からは、県立施設は、施設規模が100名を超す大規模施設であるため、管理的で でいきてき しょん おちい となりを担けなる おちい となり、 その検証を 行った外部 別鎖的な支援に 陥りやすいといった課題が指摘された。

実際に、令和4年9月に公表された「県立中井やまゆり園における利用者支援外部 実際に、令和4年9月に公表された「県立中井やまゆり園における利用者支援外部 $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2$

こうした中、現在では、より専門的な支援を行っている民間施設があることも踏まえて、民間では対応が困難な障害者の受入という、これまで県立施設が果たしてきた役割を見直し、県立施設の方向性を考えるべき時期に来ている。

いのち輝く地域共生社会という、20年後の神奈川の障害福祉のあるべき姿の実現に向けて、津久井やまゆり園事件を経験した県だからこそ果たすべき責務がある。今後の県立施設には、そうした県の責務に基づき、率先して当事者目線の支援を実践していくことが求められている。

県は、いのち輝く地域共生社会の実現を目指し、このビジョンに定めた県立施設の ほうこうせい つう とうじしゃめせん しょうがいふくし と く 方向性を通じて、当事者目線の障害福祉に取り組んでいく。

第1章 これまでの経過

1 県立障害者支援施設に関する経過

平成15年4月、ノーマライゼーションの理念に基づいて支援費制度が施行され、それまでの行政主体の措置制度から、障害者が自己決定に基づき、事業者と対等な関係で対して、サービスを利用する契約制度になり、障害福祉サービスの利用が増加した。

けんりっしゃかいふくししせっ しょうらいてんぼうけんとうかいぎ ていげん (県立社会福祉施設の将来展望検討会議の提言)

このような福祉制度の改革が進められる中、平成15年11月の「県立社会福祉施設の は、京らいてんぼうけんとうかいぎ 将来展望検討会議」(以下「将来展望検討会議」という。)による報告書では、県立施設 は、民間施設で対応が難しい障害者を受け入れ、民間のノウハウが確立していない まからいたんぼうけんとうかいぎ 専門性が求められている分野に特化していくことが提言された。

また、効率的、効果的な運営を目指す観点から民間委託も含めて検討し、県立施設としての役割を終了した施設は民間移譲や廃止に取り組むという考え方のもと、各施設の 方向性が整理された。

県では、この提言を受けて、平成17年4月に県立施設として初めて津久井やまゆり園にないかんりしゃせいと(平成15年の地方自治法改正により制度化)を導入し、平成18年4月には愛名やまゆり園、厚木精華園、秦野精華園及び金沢若草園に、平成23年4月には三浦しらとり園に、それぞれ指定管理制度を導入した。さらに、平成23年には金沢若草園を、平成29年には秦野精華園を、それぞれ社会福祉法人へ移譲した。

しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう(障害者自立支援法・障害者総合支援法の施行)

平成18年4月には、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供され、使いづらい仕組みであることや、支給決定のプロセスが不透明であるなどの課題があった支援費制度にかり、現行の障害者総合支援法(平成25年4月施行)の前身となる障害者自立支援法が施行された。

この法律では、サービス提供主体を市町村に一元化するとともに、身体障害、知的にようがいせいしんしょうがいたできるとれて、単体で害、知的障害、精神障害といった障害の種類に関わらず、障害者の自立支援を目的とした福祉サービスを共通の制度により提供することになった。また、施設入所者の地域生活への移行という考え方が明確になり、更生保護を目的とした障害者の入所施設は、入所できる要件が設定され、日中と夜間のサービスが分離された障害者支援施設と定義された。

これにより、これまでの旧法による知的障害者更生施設などは、平成23年度末までに、新たな法律に基づく、障害者支援施設に移行することが求められ、県立施設は民間

施設に先駆けて、平成20年4月に障害者支援施設へと移行した。

たいで、ではいれんがつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう しょうがいしゃ たい ぎゃくたい 続けて、平成24年10月には、障害者虐待防止法が施行され、障害者に対する虐待の ていぎ めいかく しょうがいしゃ と ま かんきょう おお ころんか 定義が明確になるなど、障害者を取り巻く環境が大きく変化した。

(県立障害福祉施設等あり方検討委員会の提言)

こうした県立施設を取り巻く制度改正や県の危機的な財政悪化を受けた平成26年1月の「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」による報告書では、県立施設は、平成15年の将来展望検討会議の提言と同様に、民間施設では対応が難しい障害者を受け入れるではかりになる。

その上で、民間施設では特に対応が困難な障害者を受け入れる役割を担う施設は けんちょくえいしせつ 県直営施設として継続するとともに、指定管理者制度の導入や民間移譲を含む各施設 の方向性が提言された。

県では、この提言を受けて、さがみ緑風園及び中井やまゆり園を県直営施設として たんぞく 存続するとともに、平成29年に秦野精華園を社会福祉法人へ移譲した。

施設名		平成														令和				
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
さがみ緑風園									j	たちょ	営									
中井やまゆり園		原直営																		
芹が谷やまゆり園																		指定	管	理
津久井やまゆり薗	県 <u>直</u> 指定管理																			
愛名やまゆり園	かん	かんりいたく 管理委託 指定管理																		
まっぎせいかえん 厚木精華園	かん管理	管理委託 指定管理																		
三浦しらとり園				がまし	営								指	定	かんり					
かなぎわわかくさえん 金沢若草園	管理	里委	託		指定	ご 管	理		民	がり	ょう 譲									
素野精華園	管理	単委	託					指定	対管	理		1		\supset	みんか 民間	消移	譲	•		

はんりつしょうがいしゃしえんしせつ 県立障害者支援施設の運営方法の変遷

(津久井やまゆり園事件と再生に向けた取組)

平成28年7月26日、津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

また、県は、この事件からの再生に向け、「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定し、

りょうしゃ いしけっていしょん 利用者の意思決定支援や、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園の2つの園の整備に取り組んだ。

(県立障害者支援施設における不適切な支援)

しかし、その間、かつての津久井やまゆり園の利用者支援に関し、不適切な支援が行われてきたと指摘する情報が県に寄せられ、県では、同園の利用者支援の内容についてがいぶゆうしきしゃとう 外部有識者等による検証委員会を立ち上げ、検証を進めた。その結果、安全面を優先した長時間の居室施錠など、虐待の疑いが強い身体拘束が行われてきたことが明らかになった。

また、令和3年3月の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」 (以下「検討部会」という。)による報告書では、これらは他の県立施設でも同様の課題であることがわかり、本来、指導すべき県の認識も不足していたことが明らかになった。

(支援者目線から当事者目線の支援へ)

その結果、これまでの入所施設での支援では、「利用者のために」という、利用者のために」という、利用者のなが、「利用者のために」という、利用者のなが、「利用者のために」という、利用者の安全を優先した支援者(管理者)の目線で、長時間の身体拘束等が行われてきたが、これからの障害福祉は、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限引き出す、利用者の目線、つまり、「障害当事者の目線」に立った支援を行うべきとの考えにで、

(当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の提言)

こうした中、検討部会の報告書では、新たな会議体を設置して、県立施設のあり方を含め、当事者目線の支援を実践していくための方策を検討し、未来への工程表を示していくとが提言された。

これを受けて、県は、20年後の神奈川の障害福祉のあるべき姿をバックキャストしけんとう て検討するため、令和3年6月に障害当事者や学識者などで構成される「当事者目線の 障がい福祉に係る将来展望検討委員会」(以下「将来展望検討委員会」という。)を設置した。

れいわ ねん がっ しょうらいてんぼうけんとういいんかい ほうこくしょ だいきぼしせっ かんりてき へいさてき 令和4年3月の将来展望検討委員会の報告書では、大規模施設は管理的、閉鎖的であ せんもんせい たか しえん おこな みんかんしせっ ひんりっしせっ きぼることや、専門性の高い支援を行っている民間施設もあることから、県立施設は規模

ヒッペレょラ ラネ みムかムいじょラ み サ けんとラ ていげん ない 人間移譲も見据えた検討をすべきとの提言があった。

一方で、県立施設は、通過型施設として地域生活移行に率先して取り組むべきであり、また、県は福祉に関する先進的な研究や人材育成といった役割を果たすべきとの提言もあった。

く参考>

バックキャスト… 自指す将菜像を定め、それを実現するために何が必要かを考える思考法。 特菜展望検討委員会では、20年後の神奈川の障害福祉のあるべき姿を、「「と もに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思 決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者自線のサービス基盤の整備が 進んだいのち輝く地域美生社会」と定め、行政、事業者、原食等にどのような 取組が求められるか議論した。

(中井やまゆり園における不適切な支援と改善に向けた取組)

この間、県は、令和3年9月に「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」(以下「支援改革プロジェクトチーム」という。)を設置し、県直営の中井やまゆり園における利用者支援の改善に向けた取組の検討を進めていたが、その過程で新たに虐待事案を含む複数の不適切な支援が行われていたことが明らかになった。

そこで、支援改革プロジェクトチームを一旦休止し、「県立中井やまゆり園におけるりまうしゃしまんがいぶちょうさいいんかい利用者支援外部調査委員会」(以下「外部調査委員会」という。)を設置した。令和4年9所の外部調査委員会の報告書では、「職員が利用者を人として見られなくなっている」「人権意識が欠如している」といった厳しい指摘を受けており、現在、中井やまゆり園では、民間の支援改善アドバイザーの力を借りながら、当事者目線の支援の実践や生活が発達する。

(支援改革プロジェクトチームの提言)

また、令和5年5月に、再開した支援改革プロジェクトチームがとりまとめた「改革プログラム」では、現場で直接指導にあたっている支援改善アドバイザーがいなくなった後、中井やまゆり園の改革が後戻りしないか懸念していること、また、短期間での人事異動や、硬直化した予算執行等、県直営の運営は限界であることが指摘された。

さらに、将来的には県立施設全体のあり方を考える中で、中井やまゆり園の直営という運営体制だけでなく、他の施設の運営体制も含めて考えていくよう指摘があった。 具体的には、支援改善アドバイザーからは、「自分たちがいなくなれば、すぐに元に戻る可能性が高く、職員が自ら考え、主体的に取組を進める必要がある」「支援を覚え始めた段階で異動してしまい、園に知見が積み上がらない」といった指摘を受けている。

(県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン)

県では、改革プログラムを踏まえて、令和5年7月に「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン~一人ひとりの人生を支援する~」(以下「アクションプラン」という。)を策定した。

アクションプランでは、中井やまゆり園の運営の理念や役割を明確にするとともに、中井やまがいして、 ちいま かったく しょうがいして ちいま かったく できる くたいてき とりくみないよう しめ 現在はこのアク 電子が地域で活躍できる仕組み等の具体的な取組内容を示しており、現在はこのアクションプランに基づき、園と県本庁が一体となって取組を進めている。

^{セんこう} <参考>アクションプラン

りねん 1 理念

- ・ 利用者一人ひとりの当事者目線に立って、利用者が主体となれるよう人生を支援する。
- ・ 障害者が街の中で当たり前に暮らせる地域共生社会を目指し、取組を進める。

ゃくわり **2 役割**

りょうしゃひとり 利用者一人ひとりが地域でその人らしく望む暮らしを実現できるよう、地域 せいかついこう サナ 生活移行を進めるため、次の役割を果たしていく。

- ・ 園内外での日中活動を充実させるなど、地域と利用者本人とが関わりを深め、お互いに変わっていくことで地域の中で本人の人格の発達と存在が保障される支援を確立する。
- ・ 地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、再び地域の中で居場所を作り、仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるような通過型施設としての支援を確立する。
- ・ 今後の障害福祉施策の検討を行うため、園を障害者支援に関する研究、 ではざいかくほいくせい 人材確保や育成といったフィールドとする。その中でも、現在園で課題となっている知的障害者が適切に医療を受けられる体制づくり等の課題についても 検討する。

3 アクションプランの4つの柱

- ① 人生に共感し、チームで支援する
- ② 暮らしをつくる
- ③ いのちを守る施設運営
- ④ 施設運営を支える仕組みの改善

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしずいしんじょうれい しゃかい めず (神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~)

 り組むべき責務等を明示する、新たな条例の制定を目指すこととした。

そして、当事者、事業者等の関係団体等や、県内全ての市町村との意見交換を実施しながら検討を進め、令和4年10月、県議会本会議において「神奈川県当事者目線の障害福祉がら検討を進め、令和4年10月、県議会本会議において「神奈川県当事者目線の障害福祉性進条例~ともに生きる社会を目指して~」(以下「条例」という。)が全会一致により可決し、令和5年4月に施行した。

この条例の理念を具現化するため、今後の県立施設には、率先して当事者目線の障害 福祉の実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

2 神奈川県の障害福祉と地域生活移行の状況

(県内の障害福祉の状況)

またれん けんない しょうがいしゃすう み ちてきしょうがいじしゃおよ せいしんしょうがいしゃ けんちょ ぞうかけいこう 近年の県内の障害者数を見ると、知的障害児者及び精神障害者は顕著に増加傾向に なか しょうがいしゃ ちいき けん ちゅうしん ある中で、障害者の地域での住まいの中心となるグループホームなどの地域資源も増えており、施設入所者を上回る 10,000人の障害者がグループホームで暮らしている。

にん (人) 500,000 77, 192 80, 754 74, 014 450,000 67,096 70, 150 68,923 64, 994 63.884 60, 372 400,000 56, 010 350,000 100, 210 93, 686 90, 419 74, 265 79, 359 69, 814 84. 767 65, 121 300,000 60, 779 56. 392 250,000 200,000 <u>267, 724 269, 644 270, 835 269, 671 267, 576 257, 495 268, 938 268, 447</u> 267.898 150,000 □身体障がい者 100.000 ■精神障がい者 50,000 ■知的障がい児者 WHAT THE

はい しょうがいしゃすう すいい 県内の障害者数の推移

(出所) 神奈川県障害福祉計画

ばれない。 しせっにゅうしょしゃすう 県内の施設入所者数とグループホーム入居者数の推移

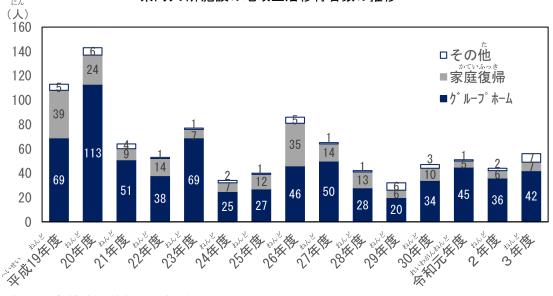


(出所) 神奈川県障害福祉計画

(県内の地域生活移行の状況)

こうした、グループホームの増加にあわせて、入所施設では、平成18年4月の障害者 じゅっしょんほうしこういこう ちゅうけいど しょうがいしゃ ちいきせいかついこう ナナ 自立支援法施行以降、中軽度の障害者の地域生活移行が進められ、県内では、平成19年 がったいかり、10月から令和4年3月までの間に、約900名の施設入所者がグループホームなどの地域 生活に移行した。

県内入所施設の地域生活移行者数の推移



(出所) 神奈川県障害福祉計画

※ 平成25年度までは10月2日~翌年10月1日、26年度以降は4月1日~翌年3月31日の数値。

ー方で、重度障害者を受け入れるグループホームや通所系の事業所の不足が指摘されている。

現在のグループホームの入居者は、障害支援区分の構成では、中軽度とされる区分

1から4の障害者が約7割を占めている反面、施設入所者は、重度とされる区分5及び6の障害者が約9割を占めている。

こうしたことから、中軽度の障害者の地域生活移行は進んでいる反面、重度障害者の地域生活移行が進んでいない状況が読み取れる。

なお、第5期の「神奈川県障がい福祉計画」(対象期間:平成30年度~令和2年度)では、平成28年度末の施設入所者470人が、令和2年度末までに地域生活に移行するという成果目標を掲げて取組を推進してきたが、実績は175人で、目標を達成できなかった。

しょうがいしえんくぶんべつ 障害支援区分別のグループホーム入居者数と施設入所数

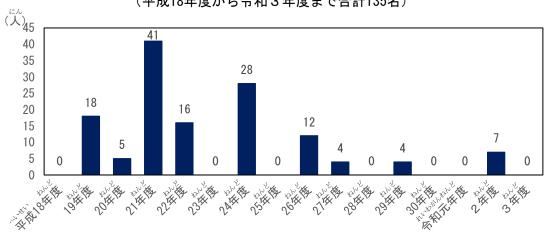
ા તે <u>√</u>		グルー	プホーム	ゅうきょしゃ 居者		しせっにゅうしょしゃ 施設入所者								
支援	~以世以 平成28	た。 年度	^{れいわ} 令和 2	た。 年度	^{ぞうかりつ} 増加率	平成28	a んど 年度	^{れいわ} 令和 2	*************************************					
区河	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	増加率	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	増加半				
区分1	161人	2.1%	146人	1.5%	-9.3%	1人	0.0%	1人	0.0%	0.0%				
区分2	1,577人	20.9%	2, 121人	21.2%	34.5%	17人	0.6%	5人	0.1%	-70.6%				
区分3	1,896人	25.1%	2,528人	25. 2%	33.3%	128人	2.6%	67人	1.4%	-47.7%				
区分4	1,724人	22.8%	2,212人	22.1%	28.3%	604人	12.1%	452人	9.5%	-25.2%				
区分5	1, 120人	14.8%	1, 510人	15. 1%	34.8%	1, 258人	25. 2%	1, 096人	22. 9%	-12.9%				
区分6	982人	13.0%	1, 382人	13. 8%	40. 7%	2, 993人	59.8%	3, 143人	65.8%	5.0%				
その他	99人	1.3%	117人	1.2%	18.2%	-		14人	0.3%	hivぞう 皆増				
ごうけい合計	7, 559人	100%	10,010/	100.0%	32.5%	5,001人	100.0%	4, 778人	100.0%	-4.5%				

(出所) 各年度10月の国保連請 求データ

(県立障害者支援施設の地域生活移行の状況)

県では、指定管理者制度の導入に当たって、指定管理業務に施設入所者の地域生活 いこう いまづ 移行を位置付け、これを受けた指定管理施設では、指定管理者である法人がグループホームを設置し、入所者の地域生活への移行を進めた。

指定管理者の法人により設置されたグループホームの定員 (平成18年度から令和3年度まで合計135名)

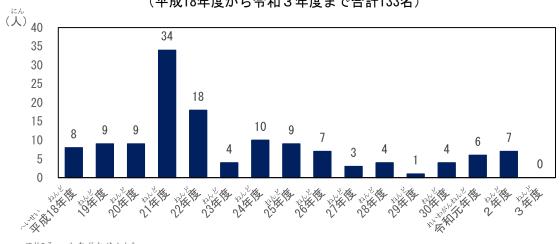


(出所) 神奈川県調べ

※指定管理者制度導入以降に、指定管理者の法人により設置されたグループホームの 定員。ただし、閉鎖されたものや移譲後に設置されたものは含まない。

しかし、近年の県立施設では、指定管理者によるグループホームの設置も低調であり、 けんちょくえいしせっ していかんりしせっ ちいきせいかついこう じゅうぶん すす 県 直 営施設だけでなく、指定管理施設においても地域生活移行が十分に進んでいない 状 況 である。

県立施設の地域生活移行者数の推移 (平成18年度から令和3年度まで合計133名)



でどころかながわけんしら

※県立施設からグループホーム、家庭復帰、一般住宅に移行した利用者の数

だい しょう けんりつしょうがいしゃしぇんしせつ げんじょう かだい第2章 県立障害者支援施設の現状と課題

けんりっしせっ げんじょう かだい つぎ 県立施設の現状と課題は次のとおりである (いずれも令和5年6月末現在の内容)。

く県直営施設>

- ^{なかい} 1 中井やまゆり園
- (1) 施設の概要

うんえい けんちょくえい 運営 県直営

しゅ たいしょうしゃ ちてきしょうがいしゃ 主たる対象者 知的障害者

でいいん 定員 140名 (短期入所18名を含む)

現員 89名

平均支援区分 5.6

 でり年齢
 46歳6か月

 ないきんにゅうしょきかん
 はいまれる げっしゃ

 でり入所期間
 18年9か月

施設 (居住棟) 平成12年築 (築23年)

(管理棟) 平成12年築 (築23年) 外

部屋 個室69室/2人部屋36室

(2) 現状

- ・ 強度行動障害対策の中核施設に位置付け、民間では特に対応が困難といわれている強度行動障害など重度障害者を受け入れ支援してきたが、地域生活へのお行が進まず、入所者は施設に滞留している。
- ・ 地域生活移行が進まない中、虐待を含む不適切な支援が明らかになり、現在、現在、地域生活移行が進まない中、虐待を含む不適切な支援が明らかになり、現在、現在、大きないとなる。 世界による はない はんかいせん 民間施設等で先進的な取組を行っているスペシャリストを支援改善アドバイザーとして登用し、アクションプランに基づき、関係機関や住民等と連携しながら、 はんがい にっちゅうかつどう じゅうじつ とうじしゃめせん しえん じっせん と 気 関外での日中活動の充実など、当事者目線の支援の実践に取り組んでいる。
- ・ 1 寮 22名(短期 2 名 入 所 を含む)を生活単位とした大規模施設である。

(3) 課題

- ・ アクションプランに基づく取組は、全ての入所施設における当事者目線の支援 でようとしょうがいしゃ ちいきせいかついこう や重度障害者の地域生活移行のモデルとなるものであり、継続して進めていく 必要がある。
- ・ 大規模施設であるため、施設の規模縮小と小規模ユニット化を進めていく ひつよう 必要がある。

2 さがみ緑風園

(1) 施設の概要

うんえい けんちょくえい 運営 県直営

しゅ たいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃ 主たる対象者 身体障害者

ていいん 定員 80名(短期入所12名を含む)

げんいん 現員 49名

平均支援区分 6.0

 平均年齢
 55歳6か月

 へいきんにゅうしょきかん
 おん

 平均入所期間
 15年6か月

しせっ かんりとう へいせい ねんちく ちく ねん 施設 (管理棟) 平成14年築 (築20年)

(居住棟) 平成14年築 (築20年) 外

部屋 個室144室/4人部屋4室

(2) 現状

- ・ 遷延性意識障害や ALS といった福祉と医療のはざまにある障害者の支援を担うため、充実した診療体制をとった施設である。
- ・ 65歳以上の利用者の介護保険施設等への移行が進み、現員の減少にあわせて 定員を減らしており、現時点で、定員80名、現員49名となっている。
- ・ 利用者の減少により、建物1階部分は使用していない。

(3) 課題

- ・ 利用者の望む暮らしの実現に取り組んだ結果、介護保険施設等との役割分担が 進み、利用者が減少している。
- ・ 重度の身体障害がある現利用者の居場所を引き続き確保していく必要がある。
- ・ 使用していない建物1階部分の有効な活用方法を検討していく必要がある。
- ・ 民間のノウハウを活用しながら当事者目線の支援を実践するため、令和5年4 がつりたいかんりしゃせいどの導入を目指して、公募手続き等を進めていたが、応募のあった法人が辞退した。

していかんりしせっ **<指定管理施設>**

- 3 芹が谷やまゆり園
- (1) 施設の概要

jhan langung 運営 指定管理

指定期間:令和5年4月~令和10年3月

していかんりしゃ しゃかいふくしほうじんどうあいかい しゃかいふくしほうじんしらねがくえん 指定管理者:社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園

しゅ たいしょうしゃ ちてきしょうがいしゃ 主たる対象者 知的障害者

ていいん 定員 66名(短期入所 6名を含む) 現員 56名

平均支援区分 5.9

 マウチ齢
 53歳10 か月

 マルきんにゅうしょきかん
 おん

 アウ入所期間
 1年8か月

たせっ 施設 (センター棟) や和3年築 (築1年)

(居住棟) れいわ ねんちく ちく ねん ほか (居住棟) 令和3年築 (築1年) 外

った。 部屋 全個室

(2) 現状

・ 民間のグループホームや日中活動の場などの地域資源が豊富な地域に立地している。

- ・ 平成29年10月の「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、津久井やまゆり園の再整備とあわせて、定員66名、1 ユニット11名の小規模ユニット施設として整備した。
- ・ 新たな指定管理者による令和 5 年 4 月からの指定期間では、通過型施設を目指し、具体的な目標値を定めて地域生活移行を進めることを業務に位置付けており、指定管理者からは年間 10 名(令和 5 年度のみ 8 ~ 9 名)の地域生活移行が提案されている。

(3) 課題

・ 現指定期間の中で、施設外における日中活動の充実や地域との連携による ちょうきいかいこう とりくみ つうかがたしせつ 地域生活移行の取組を通じて、通過型施設としての役割を果たすことができるか 検証していく必要がある。

4 津久井やまゆり園

しせっ がいよう (1) **施設の概要**

 うんえい
 していかんり

 運営
 指定管理

はていきかん れいか ねん がっ れいか ねん がっ 指定期間:令和5年4月~令和10年3月 していかんりしゃ しゃかいかく しほうじん きょうどうかい 指定管理者:社会福祉法人かながわ共同会

しゅ たいしょうしゃ ちてきしょうがいしゃ 主たる対象者 知的障害者

定員 66名(短期入所6名を含む)

ザルドル 現員 60名 平均支援区分 5.9

 でり年齢
 49歳4か月

 いきんにゅうしょきかん
 おり

 でり入所期間
 12年3か月

施設(管理棟) 平成8年築(築27年、令和3年改修)

(居住棟) や和3年築(築1年)外

へ や ぜんこしっ **全個室**

(2) 現状

- ・ 事件後に、現在地で施設の再整備を進め、事件前の定員160名の大規模施設から、 定員66名、1ユニット11名の小規模ユニット施設へと転換した。
- ・ 利用者の地域生活移行が進んでいない中で、令和5年4月からの新たな指定期間では、通過型施設を目指し、具体的な目標値を定めて地域生活移行を進めることを業務に位置付けており、指定管理者からは年間12名の地域生活移行が提案されている。

(3) 課題

・ 現指定期間の中で、施設外における日中活動の充実や地域との連携による ちいきせいかっいこう とりくみ つう かがたしせっ 地域生活移行の取組を通じて、通過型施設としての役割を果たすことができるか 検証していく必要がある。

まいな 5 **愛名やまゆり**園

(1) 施設の概要

うんえい していかんり 運営 指定管理

> していきかん へいせい ねん がっ れいわ ねん がっ 指定期間:平成28年4月~令和8年3月 していかんりしゃ しゃかいふくしほうじん きょうどうかい 指定管理者:社会福祉法人かながわ共同会

Lip たいしょうしゃ ちてきしょうがいしゃ 主たる対象者 知的障害者

ていいん 定員 120名(短期入所20名を含む)

ザルいん 現員 98名 ~いきんしえんくぶん 平均支援区分 5.9

 で均年齢
 51歳8か月

 いきんにゅうしょきかん
 おん

 で均入所期間
 22年2か月

部屋 個室35室/2人部屋7室/3人部屋5室/4人部屋16室

(2) 現状

- ・ 長期間入所している利用者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 施設周辺は住宅街であるため地域との交流がしやすく、民間のグループホームや日中活動の場などの地域資源が豊富な地域に立地している。
- ・ 大規模施設であり、居室は多床室が中心である。
- ・ 居住棟や管理棟は築37年が経過し、建物の老朽化が進んでいる。

(3) 課題

- ・ 豊富な地域資源を活用し、通過型施設としての取組を進めていく必要がある。

あっぎせいかえん **6 厚木精華園**

(1) 施設の概要

うんえい していかんり 運営 指定管理

> 指定期間:平成28年4月~令和8年3月 上ていかんりしゃ しゃかいふくしほうじん きょうどうかい 指定管理者:社会福祉法人かながわ共同会

たの対象者 知的障害者

たい たんきにゅうしょ めい なく 定員 112名(短期入所 2名を含む)

現員 90名

平均支援区分 5.5

でいきんねんれい
平均年齢67歳2か月へいきんにゅうしょきかん
平均入所期間ねん げつ
12年8か月

施設 (管理棟) 平成6年築 (築28年)

(居住棟) 平成6年築(築28年) 外

部屋 個室24室/2人部屋48室

(2) 現状

- ・ 高齢の知的障害者支援のモデル施設に位置付け、医療的ケアが必要となった しょうがいしゃ うけいれ みんかんしせっ 障害者の受入や民間施設への支援ノウハウの普及に取り組んでいる。
- ・ 65歳以上の利用者が6割になっており、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 平成26年の「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」の報告書では、将来的に モデル施設の役割を終えた段階で民間移譲を検討することが提言されている。
- ・大規模施設であり、居室は多床室が中心である。
- ・ 施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

(3) 課題

- ・ 民間施設においても高齢の知的障害者に対する支援が進み、県立施設としての やくわり ていか 役割は低下している。
- ・ 大規模、多床室中心の施設であるため、施設の規模縮小と小規模ユニット化 を進めていく必要がある。
- ・ 施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、現在地での運営 の是非も含めて検討する必要がある。

フ 三浦しらとり園

(1) 施設の概要

ラルネい していかんり 運営 指定管理

指定期間:令和5年4月~令和10年3月

指定管理者:社会福祉法人清和会

定員 にようがいじ めい たんきにゅうしょ めい ふく 定員 障害児 40名(短期入所4名を含む)

しょうがいしゃ めい 障害者 75名

~いきんしぇ かくぶん しょうがいしゃ 平均支援区分 障害者 5.9

でいきんねんれい平均年齢障害児 14歳8か月

しょうがいしゃ 障害者 51歳7か月

マルきんにゅうしょきかん しょうがいじ ねん げっ で おり 入所期間 障害児 3年1か月

^{しょうがいしゃ} ^{ねん} げっ 障害者 25年3か月

たしせっ ほん かん しょうわ ねんちく ちく ねん 施設 (本 館) 昭和58年築 (築40年)

きょじゅうとう しょうわ ねんちく ちく ねん ほか (居住棟) 昭和58年築 (築40年) 外

 京を
 しょうがいじ
 こしっ
 しっ
 にんべき
 しっ

 部屋
 障害児
 個室10室/4人部屋6室

(2) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設で、入所している障害者の6割を 横須賀市が支給決定しており、地域の受け皿として機能している。
- ・ 県所管域で虐待を受けた障害児等の受け皿となっている。
- ・ 長期間入所している利用者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 令和5年4月からの新たな指定期間では、通過型施設を目指し、具体的な目標値を定めて地域生活移行を進めることを業務に位置付けており、指定管理者からは年間4名(障害者)の地域生活移行が提案されている。

- ・ 大規模施設であり、居室は多床室が中心である。
- ・ 居住棟や管理棟は築40年が経過し、建物の老朽化が進んでいる。

(3) 課題

- ・ 広域的な機能が低下しており、県立施設としての存続を検討する必要がある。
- ・ 大規模、多床室中心の施設であることに加えて、老朽化が進んでいることから、 施設の規模縮小と小規模ユニット化にあわせて、再整備を行う必要がある。

だい しょう がいぶいいんかい ていげん 第3章 外部委員会からの提言

本章では、将来展望検討委員会及び支援改革プロジェクトチームから指摘された ないよう せいり 課題と提言された内容を整理する。

1 将来展望検討委員会からの指摘・提言

「おうらいてんぼうけんとういいんかい 将来展望検討委員会からは、20年後の神奈川の障害福祉のあるべき姿(将来像)と、その実現に向けて、いわゆるバックキャストの考え方により、中長期的な視点から行政、事業者や県民等がどう取り組んでいくべきかという観点で様々な提言がなされた。

県立施設のさがみ緑風園、芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり えん 園は、指定管理者の募集を予定していたため、募集要項に提言が反映されるように もゅうかんほうこくしょ 中間報告書がまとめられ、当事者目線の支援や地域生活移行の推進等が反映された。 その上で、最終的にまとめられた報告書も含めて、指摘された課題や提言された ないますった。 ないますった。 ないますいたがあった。 たいばん はんえい ないませいかいこう。 ないにはらうにはない。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃめせん。 とうじしゃのせん。 とういきせいかついこう。 かだい。 でいばん。 かだい。 でいばん。 かだい。 でいばん。 かだい。 でいばん。 かだい。 でいばん。 ないた。 ない

(1) 指摘された課題

ア 県立障害者支援施設の支援の質の低下

これまで県立施設は、民間施設での対応が困難な強度行動障害のある人等を受け入れる、といった障害者支援の先頭を走る役割を与えられてきたが、今日では支援の質の低下が指摘されている。

イ 民間における専門性の高い支援

民間の中には、グループホームで強度行動障害のある人に対し適切な支援を 行っている先進事例や、入所施設でもユニット化、個室化し、利用者に適した 日中活動の場を用意し、施設外で地域と関わりながら働き、根拠に基づく専門性 の高い支援を 行っている事例がある。

ウ 大規模施設の課題

また、管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすく、行動を抑制する方向へ配慮をする傾向が強まり、結果として身体拘束に頼るという非専門的な支援が繰り返されてきた。

(2) 提言された内容

ア 20年後の神奈川の障害福祉が目指す姿

「ともに生きる社会かながわ憲章の理念が当たり前になるほど浸透し、本人のいというではなる。 意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の 整備が進んだいのち輝く地域共生社会」を目指すべきである。

イ 入所施設の方向性

できていまう でくわり しゅくしょう てんかん はか きんきゅうじたいおう つうかがた 次のように役割の 縮 小 と転換を図り、緊急時対応と通過型のサービス提供に しゅうてんか まんご にゅうしょしせつ まくひょう もくひょう もくひょう 重点化することを、20年後の入所施設のあるべき 姿として目標とすべきである。

○ 地域への機能の分散化

○ 保護収容型施設の解消

日来の保護収容型施設は解消を目指す。新規入所は、緊急時対応を除き、
ばんそく
原則として有期の自立訓練のみ(通過型)とし、地域生活が困難となった障害
となった。
すいませいかった。
はいませいかった。
はいまして、
もいませいかった。
はいませいかった。
はいませいがった。
はいませいがった。
はいませいかった。
はいませいかった。
はいませいかった。
はいませいかった。
はいませいないませいませいかった。
はいませいませいないまた。
はいませいまた。
はいませいまた。
はいませいまた。
はいませいまた。
はいませいまた。
はいまた。
は

ま質的な昼夜分離を進め、施設の機能は居住支援(夜間の支援) に特化させるべきである。

ウ 県立障害者支援施設の方向性

まいじゅうど しょうがいしゃ うけいれ みなお最重度の障害者の受入の見直し

これまでの最重度の人を中心に受け入れて、支援内容を組み立てるというやり方を改め、当面の対応として、地域の障害福祉サービス事業者と連携した支援体制づくりに取り組むべきである。

● 関しゅくしょうおよ みんかんいじょう けんとう 規模縮 小及び民間移譲の検討

きょじゅうき ぼ こっく い 居住規模は津久井モデル(60名)、個室ユニット化をすべきである。

○ 地域生活移行の推進

率先して、地域生活移行に取り組む専任職員の配置などの体制整備、地域生活体験用のグループホームの設置、着中での居住支援の提供に取り組むべきである。加えて、日中活動はできる限り施設外に出ていくようにすべきである。

エ県の役割

けん しちょうそん じぎょうしゃ きょういく けんきゅうきかんとう れんけい きょうどこうどうしょうがい 県は、市町村や事業者、さらには教育・研究機関等とも連携し、「強度行動障害」

のある人に対する支援について、根拠ある専門的な支援への転換を図るような 取組を進めるべきである。

るくし かん けんきゅう じんざいいくせい けん やくわり 福祉に関する研究や人材育成は、県の役割である。

2 支援改革プロジェクトチームの指摘・提言

外部調査委員会からは、中井やまゆり園において二度と不適切な支援を繰り返さないために、なぜこうした事案が起きたのか、不適切な風土が醸成された背景を分析することが提言され、これを受けて支援改革プロジェクトチームから改革プログラムが提言された。

この提言では、具体的な支援に関する取組に加えて、この取組を持続可能なものとするためには、県直営という運営体制は限界であり、中井やまゆり園だけでなく、全ての県立施設について、柔軟な意思決定や人材の確保・育成を図ることができる運営体制を検討すべきという提言があった。

(1) 指摘された課題

ア これまでの役割

これまでの役割は、強度行動障害の中核施設や民間では特に対応が難しい人の最終的な受入先であった。中井やまゆり園は、これらの役割を果たすため、特性に応じた特殊な環境で、強度行動障害を判定するための点数を下げる取組を通じて、問題行動を改善することにより地域へ戻れるよう支援したが、地域生活にないした支援ができていなかったため、施設に滞留した。

りゅん じんざいいくせい けつじょとう イ 理念や人材育成ビジョンの欠如等

県は、中井やまゆり園を「民間では特に対応が困難な利用者の最終的な受入先」という役割に位置付けたが、施設運営の指針となるべき理念は示してこなかった。また、障害者支援施設で利用者支援にあたる人材の育成方針はなく、職員配置でんじいどうという。

ウ 施設の閉鎖性による地域からの孤立

もいき うけいれ ササ りょうしゃ く しせっない かんけっ なかい 地域での受入は進まず、利用者の暮らしは施設内で完結し、中井やまゆり園の いしき ちいき たいおう こんなん しょうがいしゃ つい すみか おちい 言語が、地域での対応が困難な障害者の終の棲家へと陥っていく中で、園のへいきせい 別鎖性がより高まり、地域の中で孤立した。

エ 安全安心のための長時間の居室施錠

しょくいん ぎじゅつ ちけん つ あ まえ じんじいどう く かえ なか こうどう 職員の技術や知見が積み上がる前に人事異動が繰り返されていく中で、行動

オ 県直営の運営の限界

支援改善アドバイザーがいなくなった後、中井やまゆり園の改革が後戻りしないか、懸念している。

3から4年を原則とする短期間での人事異動、年度を超えた執行ができない、 しと きだ はままん なか よきんしょう こうちょくか はまくれ ずんかい はんがい 使途が定められた予算の中で予算執行が硬直化する等、県直営の運営は限界である。

(2) 提言された内容

アー今後の役割

今後は、「地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、園外での日中 たいます。 ことで、地域と本人とが関わりを深め、お互いに変容していくことで、地域の中で本人の人格の発達と存在が保障される支援を確立し、地域に本人の居場所をつくる」という役割に転換すべきである。

また、中井やまゆり園の役割の一つとして、施策の検討を行うためのフィールではいています。

イ 理念に基づく当事者目線の支援の実践

「利用者が主体となるよう、一人ひとりの人生を支援する」という理念に基づき、当事者目線の支援を実践するために取り組むべきである。

(主な取組)

- ・ 大規模施設の解消による小規模ユニット化
- とうじしゃめせん しえん じっせん とりくみ当事者目線の支援の実践の取組
- ・ 利用者を支える地域のネットワークづくり
- ・ 当事者目線の支援を実践できる人材の育成

ウ 柔軟・迅速な意思決定及び専門人材の確保・育成

中井やまゆり園が当事者目線の障害福祉を実践し、持続していくためには、トップマネジメントによる柔軟かつ迅速な意思決定や、当事者目線の支援ができる にんざい かくほ いくせい 人材を確保・育成すべきである。

けんりつしょうがいしゃしえんしせっ うんえいたいせい エ 県立障害者支援施設の運営体制

施設は「利用者の人生を支援する場」として、運営するために適切な体制は何か

検討すべきであり、県立施設全体のあり方を考える中で、中井やまゆり園の直営という運営体制だけでなく、他の施設の運営体制も含めて考えていくべきである。

だい しょう けんりつしょうがいしゃしぇんしせつ ほうこうせい かん けん きほんてき かんが かた第4章 県立障害者支援施設の方向性に関する県の基本的な考え方

1 指摘・提言を受けた県の基本的な 考 え方 (現 状)

これまでの県立施設は、「民間施設では対応が難しい障害者の受入」という役割を担い、中でも県直営の中井やまゆり園は、「民間施設では特に対応が難しい障害者の受入」を役割としてきた。しかし、こうした役割を位置付けたことで、利用者は、地域では生活できない障害者というレッテルを貼られることになり、地域生活移行は進まず、施設に利用者が滞留した。結果として、利用者をはじめ、施設、職員は地域から孤立することになった。

さらに、施設運営の指針となる理念や、障害者支援に当たる職員の人材育成ビジョンもなく、短期間での人事異動の中で、技術や知見が積み上がらなかった。

また、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある大規模施設において、極めて重度な障害者を支援したため、利用者の安全安心という理由により長時間の居室施錠等が行われていた。

中井やまゆり園では、こうした問題を改善するため、民間の支援改善アドバイザーの力も借りながら、当事者目線の支援の実践に取り組んでいるところであり、取組を進める中で、これまで居室の片隅に無表情でうずくまっていた利用者が、今では他のりようしゃの車椅子を押し、日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめている。しかし、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明するまでに至っていない。

第1章で述べたように、重度障害者の地域生活移行は、県立・民間ともに進んでおらず、入所施設は終の棲家となっているという現状があり、条例の目指す当事者の世界の障害福祉を実現するためには、県立施設に限らず、全ての入所施設が当事者の世界を実践し、どんな障害があっても、その人が望む暮らしを実現できることを示していく必要がある。

がだい(課題)

全ての入所施設が重度障害者の地域生活移行を進め、当事者目線の障害福祉を 実現できるようにするためには、科学的根拠に基づいた当事者目線の支援を確立し、 その先駆的な支援を全ての入所施設等に広めるとともに、成果を生かして人材育成を はかりのと必要がある。 しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設で実施することは困難であり、現在は現場での経験の積み上げによる支援が中心となっている。

(今後の県立障害者支援施設の役割、基本的な方向性)

こうした現状と課題を踏まえ、今後の県立施設は当事者目線の支援を確立するため なくしかがくけんきゅう と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、民間事 業者とも連携しながら、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門 にんざい いくせい きょてん 人材を育成する拠点となることにより、県の政策実施機関として、率先して当事者目線の支援のモデルを示していく。

この福祉科学研究及び人材育成という役割を果たすため、これまでの取組や実績、さらに地域資源が豊富な立地といった特長を生かすことができる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設は当事者目線の支援の実践に引き続き取り組むこととし、柔軟な運営が期待できる民間法人に移譲する。

なお、大規模施設は管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題があることから、本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに自が行き届くように、施設の小規模化を図るものとし、現利用者の居場所を必ず確保することを前提として、例れるは、自らがグループホームを設置するなど、必要な受け皿の確保をあわせて進める。

くまとめ>

① 今後の県立施設の役割は次のとおりとする。

2 人材育成

- ② 今後の県立施設の役割を果たすために必要な施設は県立施設として継続し、 それ以外の施設は民間移譲とする。
- ③ 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くように、施設の小規模化を図る。

2 各県立障害者支援施設の方向性

けんりっしせっ きほんてき ほうこうせい もと げんじょう かだい あ かくけんりっしせっ ほうこうせい 県立施設の基本的な方向性に基づき、現状と課題を踏まえた各県立施設の方向性は 次のとおり。

このうち、民間移譲する施設については、当事者目線の支援を実践できる民間法人

への移譲を進める。

また、移譲に当たっては、これまでの県立施設としての実績を生かしながら、県立施設として継続する施設や他の民間施設と連携して、利用者の地域生活のための受けばられている。 は、からなりでは、これまでの県立施設と連携して、利用者の地域生活のための受けばらいくりや当事者目線の支援を実践できる人材の育成など、県の取組に移譲後もをは、力してもらえるように調整していく。

(1) 中井やまゆり^{ぇん}

これまで強度行動障害対策の中核施設に位置付けてきた施設で、現在はアクションプランに基づく当事者目線の支援の実践に取り組んでいる。

このアクションプランに基づく取組は、今後の県立施設だけでなく、全ての入所 しせっ 施設のモデルとなるものであり、これを継続していくことにより、当事者目線の支援 の研究や人材育成が期待できる。

このため、今後の県立施設の役割を果たす施設に位置付けて、県立施設として継続していく。

(2) 芹が谷やまゆり園

もいましげん ほうぶ 地域資源が豊富であるため、地域連携を通じて、重度障害者の地域生活移行を進めることができる可能性が高いことから、当事者目線の支援の研究や人材育成が期待できる。

一方で、小規模ユニットケア施設として整備し、新たな指定期間(令和 $5\sim9$ 年度)が始まったばかりであるため、当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域性がかいこうを持てみなら、上ていかんりであるため、当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域性がかいこうを持てみなら、上ていかんりであるため、当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域性がかいこうを持てみなら、上ていかんりではうきょうはんしょうともに、その成果を研究等に生かしながら方向性を検討していく。

(3) 津久井やまゆり園

でする。 津久井やまゆり園事件に対する県の継続的な関与が必要であるとともに、先駆的な意思決定支援の実績を生かした当事者目線の支援の研究や人材育成が期待できる。

一方で、既に小規模ユニットケア施設に再整備し、新たな指定期間(令和 $5\sim9$ 年度)が始まったばかりであるため、当事者目線の支援の実践や通過型施設として もいきせいかいこう とりくみとう していかんり じょうきょう けんしょう 地域生活移行の取組等、指定管理の 状 況 を検 証するとともに、その成果を研究等に生かしながら方向性を検討していく。

(4) **愛名やまゆり**園

県内全域からアクセスがしやすく、地域資源が豊富な地域に立地しているため、 まいきれんけい つう じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかついこう サオ 地域連携を通じて、重度障害者の地域生活移行を進めることができる可能性が高い ことから、当事者目線の支援の研究や人材育成が期待できる。

一方で、建物の老朽化が進んでいるため、小規模施設への再整備を進めるとともで、、 まで、しょう意ぼしせっ に、既に小規模施設において通過型施設としての取組を進めている津久井やまゆり えんおよ せり や 園及び芹が谷やまゆり園の方向性の検討とあわせて、県議会、利用者とその家族、 しょうそんとう いけんこうかん ほうこうせい けんとう 市町村等と意見交換して方向性を検討していく。

なお、再整備のスケジュールを調整した上で、再整備期間中の指定期間延長も 視野に入れながら検討していく。

(5) さがみ緑風園

利用者一人ひとりが望む、人生を豊かにする暮らしの実現に向けて、いち早く 当事者目線の支援に取り組んできた結果、介護保険施設等との役割分担が進み、いりょうできたが必要な利用者が減少した現状を踏まえると、今後、福祉科学研究等 におけるさがみ緑風園が果たしていく役割は低いことから、民間法人への移譲に向けて、移譲の時期、相手先や条件の調整を進める。

移譲までの間は、これまでの医療的ケアが必要な身体障害者への支援や一人ひとりにあった生活の場の調整のノウハウを民間施設へ広める取組を行っていく。

(6) **厚木精華園**

これまで高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、
みんかんしせっ
民間施設においても高齢の知的障害者に対する支援が進んだ現状を踏まえると、
なくしかがくけんきゅうとう
福祉科学研究等における厚木精華園が果たしていく役割は低いことから、民間法人
いじょう
ないの移譲に向けて、移譲の時期、相手先や条件の調整を進める。

(7) **三浦しらとり園**

横須賀三浦地域における数少ない社会資源として設置運営され、現在では地域の
まょてん
拠点になるとともに、県所管域の障害児の受け皿としても機能しているが、広域的
れんけいたいせい こうちく せいやく がんじょう な まえると、県立施設としての役割は低下してきていることから、民間法人への移譲に向けて、移譲の時期、相手先や条件の
ちょうせい ます
調整を進める。

また、建物の老朽化が進んでいるため、小規模施設への再整備を進めるとともに、 ^{ほうほう} その方法について調整していく。

だい しょう こんご けんりつしょうがいしゃしえんしせつ やくわり は しせつ ぐたいてき とりくみ 第5章 今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の具体的な取組

第4章において、今後の県立施設の役割を果たす施設、民間法人へ移譲する施設、引き続き方向性を検討する施設を整理し、アクションプランに基づき当事者目線の支援の実践に取り組んでいる中井やまゆり園を、今後の県立施設の役割を果たす施設に位置付けた。

中井やまゆり園は、令和5年度から7年度までの3年間を計画期間とするアクションプランに基づく取組を進めており、定期的に第三者による進捗確認を行いながら、確実に改革を成し遂げる。また、同時に、その成果を他の県立施設にも広め、当事者目線の支援に取り組んでいく。

今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設は、このアクションプランの理念、
やくわり、ぐたいてき、とりくみ、けいしょう
役割や具体的な取組を継承し、当事者目線の先駆的な支援及び重度障害者の地域生活
移行というテーマで取組を発展させることにより、新たな福祉科学研究及び人材育成と
いう役割を果たしていくものとする。

本章では、こうした考え方のもと、今後の県立施設の役割を果たす施設の基本理念、では、こうした考え方のもと、今後の県立施設の役割を果たす施設の基本理念、できなり、それできょりくみ、せいり役割やテーマに沿った具体的な取組を整理する。

<アクションプランと今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の運営のつながり

はってん発展

中井やまゆり園

ア フ 1 利

- 1 利用者一人ひとりの当事者曾線に立って、利用者が主体となれるよう人生を支援する
- 2 障害者が積の管で当たり箭に暮らせる地域共生社会を自指し、取組を推める

(役割)

利用者一人ひとりが地域でその人ら しく望む暮らしを実現できるよう、 地域生活移行を進める

> アクションプランを継承して、 当事者目線の支援に係る福祉科学 研究及び人材育成を展開

こんご けんりつしょうがいしゃしえんしせつ 今後の県立障害者支援施設

(理念)

- 1 利用者でしかひとりの当事者首線に立って、利用者が主体となれるよう人生を支援する
- 2 障害者が街の中で当たり前に暮らせる 地域共生社会を目指し、取組を進める

(役割)

- 福祉科学研究
- ・ 人材育成

(テーマ)

- ・当事者目線の先駆的な支援
- ・ 重度障害者の地域生活移行

きほんりねん **1 基本理念**

こんご けんりつしせつ やくわり は 今後の県立施設の役割を果たす施設は、アクションプランの理念を継承する。

28

きほんりねん **<基本理念>**

- 1 利用者一人ひとりの当事者目線に立って、利用者が主体となれるよう人生を支援する
- 2 障害者が街の中で当たり前に暮らせる地域共生社会を目指し、取組を進める

なお、この基本理念は、県立施設に限らず、全ての入所施設において共有されるべきものである。

でたいてき とりくみ 2 具体的な取組

第4章で整理した今後の県立施設は、アクションプランに基づく具体的な取組を けいしょう 継承するとともに、発展的に実践していく。

また、今後の県立施設の役割である福祉科学研究及び人材育成の具体的な取組と、 そのテーマである当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行の具体的な取組は、次のとおりである。

さくしかがくけんきゅう 1 (役割1) 福祉科学研究

とうじしゃめせん しぇん りょうしゃ こうどうへんか けんきゅう 当事者目線の支援による利用者の行動変化などを研究することにより、当事者 きゅせん しぇん たいけいてき せいり せいか ひろ みんかんしせっとう てんかい 目線の支援を体系的に整理し、その成果を広く民間施設等に展開する。

く具体的な取組>

だいがく、みんかんじぎょうしゃとう、れんけい、、かがくてきこんきょ、もと、とうじしゃめせん。 しぇん かくりっ大学や民間事業者等と連携して科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立

当事者目線の支援について、入所施設等をフィールドとして、公立大学法人かながわけんりつほけんなくしだいがくとう いりょう かんご しんり ふくし ぶんや だいがく いりょうきかん 神奈川県立保健福祉大学等の医療、看護、心理や福祉などの分野の大学、医療機関や民間事業者と連携して研究する。

なお、研究・人材育成を進めるために適切な組織のあり方を検討する。
けんきゅうないよう
(研究内容のイメージ)

- ・ 知的障害者の発達や健康状況などを踏まえた支援のあり方に関する
 けんきゅう
 研究
- かんきょう えいきょう ちてきしょうがいしゃ こうどうへんか かん けんきゅう 環境の影響による知的障害者の行動変化に関する研究
- じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかついこう む しえんしゅほう ちいきれんけい かん けんきゅう・ 重度障害者の地域生活移行に向けた支援手法や地域連携に関する研究

やくわり じんざいいくせい [役割2]人材育成

民間施設職員等が、研究成果により確立した当事者目線の支援を実践的に学 きかい つく とうじしゃめせん しえん じっせん が、研究成果によりではない いくせい しんだい いくせい しんだい いくせい こんざい いくせい こんざい いくせい こんが こうせん こんがい いくせい こんざい いくせい

く具体的な取組>

とうじしゃめせん しえん じっせん 当事者目線の支援を実践できる人材を育成

及いかいしせっとう といったうりゅう みんかんしせっとう にょげんしどう といった活動を積極的 に 行うとともに、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学等との連携を通じて県立 にせっとう がくせい じっしゅう ば ないきょう がくせい じっしゅう ば たいきょう 施設等を学生の実習の場として提供することにより、県立施設だけでなく、民間 施設等においても当事者目線の支援を実践できる人材を育成する。

[テーマ] 当事者目線の先駆的な支援

園内外での日中活動を充実させるなど、地域と利用者本人とが関わりを深め、 お互いに変わっていくことで地域の中で、人格の発達と存在が保障される支援を がいる。 確立する。

く具体的な取組>

とりくみ しょうがいしゃ ちいき く 取組① 障害者の地域での暮らしを作る

入所施設は利用者の人生を支援する場との認識のもと、生活環境の がよりには 維持に年度や形式にとらわれない形で修繕などを行うとともに、日中 かっとう たゆうじゃ たっちゅう は せっち たっとり たっちゅう は は せっち たっとり にっちゅう は は せっち たっとり にっちゅう にっちゅう たっとう たっぱっとった 施設外に活動の場を設置し、その場を拠点として、 ボランティア活動を行うなど、地域とのつながりを意識した活動を充実する。

取組② 当事者目線の支援を実践

入所施設だけでなく、グループホームや日中活動の場など、多様な支援 ががくてきこんきょ もと 現場において科学的根拠に基づく当事者目線の支援を実践する。

じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかついこう ちいきせいかつしえんがたしせっ [テーマ] 重度障害者の地域生活移行《地域生活支援型施設》

重度障害者の地域生活に必要なサービスを確保しながら移行を進めるとともに、移行後に地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、再び地域の中で居場所を作り、仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるような地域生活支援型施設としての支援を確立する。

「地域生活支援型施設」

利用者が地域に住まいを移した後も、継続的に支援していくとともに、一時的に地域での生活が難しくなった場合には、施設で受け入れるなど、利用者や家族の不安に寄り添った支援を行う。

く具体的な取組>

とりくか 取組① 利用者の地域生活に必要な受け皿やサービスを確保

りょうしゃ きさ たよう 利用者を支える多様なサービス(住居、就労、食事、医療、交通等)を しゃかいかく しれんけいすいしんほうじんせいど かつよう しながら、地域の事業所や住民との れんけい すす かくほ 連携を進め確保する。

また、利用者の地域生活移行の進捗状況やニーズにあわせ、重度障害者に対応できるグループホーム等や日中活動の場といった地域の受け皿を官民連携して確保するなど、今後の適切な支援のあり方を検討し、利用者のニーズに合わせた支援を行う。

< 参考>

社会福祉連携推進法人制度(令和4年4月施行)…

社会福祉法人やNPO法人等が社員として参画し、その創意工夫による多様な 報道を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係 る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進する制度。

取組② 入所施設から地域生活移行後のグループホーム等まで、利用者の暮らしにあわせて支援

りょうしゃ 利用者とともに、地域での望む生活に向けた計画を策定し、その実現に む では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できまる。 かぞくとう では、 ですがなしまなじぎょうしょ しきゅうけっていしちょうそん かぞくとう では、 ですがなり、 支給決定市町村や家族等とチームで支援する。

利用者の地域生活に関わる地域の事業所や住民等にチームに参加して もらうことにより、利用者を中心とした地域でのネットワークづくりを進める。

地域生活移行後の一人暮らしやグループホームで生活に困った際に相談は立ている。 いちじてきに応じ、施設で一時的に支援するほか、地域生活移行後も含めた継続した 支援を検討し、一人ひとりにあわせた支援を行う。

3 その他

とうじしゃめせん しえん じっせん 当事者目線の支援を実践していくため、施設の小規模化を図る。

ただし、緊急短期入所の受入については継続する。

- ・ 小規模化にあわせて、居室の個室化、ユニット化を図る。
- ・ 現利用者の居場所を必ず確保することを前提として、例えば県自らがグループ ホームを設置するなど、必要な受け皿の確保をあわせて進める。

だい しょう こんご けんりつしょうがいしゃしえんしせつ やくわり は しせつ そしきしっこうたいせい 第6章 今後の県立障害者支援施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たす施設が、第5章で整理した基本的な理念に基づいて、
その役割とテーマに沿った具体的な取組を効果的かつ持続的に実践していくため、現在
の県立施設において導入している県直営及び指定管理者制度による運営を再検討し、
たほうどくりつぎょうせいほうじんせいど
なく
なく
ないてき
ないてき
ないてき
ないでき
ないでき
ないでき
ないでき
ないでき
ないでき
ないの
の果立施設において
導入している
県直営及び指定管理者制度による運営を再検討し、
なほうどくりつぎょうせいほうじんせいど
なく
ないまた
ない

なお、後述のとおり、今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者 世界であるが、総合的に地方独立行政法人制度による運営の方がメリットが大きいと考えられる。

そしきしっこうたいせい せいり 1 組織執行体制の整理

けんちょくえい していかんりしゃせいどおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど がいよう とくちょう せいり 県直営、指定管理者制度及び地方独立行政法人制度の概要と特徴を整理する。

(1) 各制度の概要

かくせいど がいよう じひょう 各制度の概要は、次表のとおりである。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の慨要は、伙表のとおり	でめる。	
	県直営	していかんりしゃせいど 指定管理者制度	ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど 地方独立行政法人制度
根 拠	************************************	ちほうじちほうだい 地方自治法第244条の2	ちほうどくりつぎょうせいほうじんほう 地方独立行政法人法
	(公の施設)	(公 の施設)	
どうにゅうもくてき 導入目的	がかりうんえい 公の施設の管理運営に	がんりうんえい 公の施設の管理運営に	ちほうこうきょうだんたい ちょくせつじっし 地方公共団体が直接実施
	ついて、施設の意義や設置	ついて、地方公共団体が	する必要はないが、民間で
	1 目的を踏まえ、地方公共	指定した法人その他の	は確実に実施されないおそ
	団体が直接サービスの	団体に行わせ、民間のノ	れのある事務・事業につい
	提供等を行う	ウハウを活用しつつ、サー	て、地方公共団体が設立し
		ビスの向上と経費の	た法人に効率的・効果的な
		節減等を図る	運営を行わせる
事業範囲	公 の施設の管理運営	公の施設の管理運営	• 試験研究
		(個別法における制約あり)	・大学の設置及び管理
			・公営企業の経営
			・社会福祉事業の経営等
事業期間	定めなし	指定期間(5年が基本※)	ちゅうきもくひょうきかん 中期目標期間 (3~5年※)
		※施設の特性等に応じて、	※大学は6年
		5年よりも長期又は	
		短期の指定期間を設定	
		することも可能	
ま業主体	県	指定管理者 (公募が原則)	地方独立行政法人(県が設立)
長の任命	県知事を公選	_	県知事が理事長を任命
職質	けんしょくいん 県職員	していかんりしゃしょくいん 指定管理者職員	ちほうどくりつぎょうせいほうじんしょくいん 地方独立行政法人職員
	(公務員)	(非公務員)	(非公務員型が原則)
また 主な財源	はん きょくちつょきん を き 県が直接予算措置	県が負担する指定管理料	けん 県が交付する運営費交付金
		や利用料金	や自己収入

	けんちょくえい	していかんりしゃせいど	ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど
	県直営	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
けんりつ 県立 しまうがいしゃ 障害ませっ 支援施設 への導入	中井やまゆり園 さがみ緑風園	************************************	なし

(2) 各制度の特徴

事業運営、人事制度、財務・会計制度 (予算執行・契約)、県や県議会等による統制・
ひょうか かくせいど とくちょう せいり 評価という観点から各制度の特徴を整理する。

ア 事業運営

(県直営)

th みずか きだ うんえいほうしん もと ちょくせつじぎょううんえい おこな 県が、自ら定めた運営方針に基づき、直接事業運営を行う。

(指定管理者制度)

・ 指定管理者が、選定時に提案した事業内容や協定書等に従い、創意工夫・ノウハウを活用して事業運営を行う。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど(地方独立行政法人制度)

・ 法人が、県の作成した中期目標に従い、理事長のリーダーシップを生かし たトップマネジメントと法人の内部統制に基づき事業運営を行う。

イ 人事制度

(県直営)

- ・ 県が、地方自治制度に基づき人事管理(組織・定数・採用・育成・給与)を行う。
- ・ 指定管理者が、自ら組織体制や職員体制等を決定する。 ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいと (地方独立行政法人制度)
- * 地方独立行政法人は、県知事が理事長・監事を任命し、理事長が自ら内部 組織の設置や職員体制等を決定する。

ウ 財務・会計制度 (予算執行・契約)

(県直営)

- ・ 県が、地方自治制度に基づき予算執行(単年度主義の原則・契約関係)する。 していかんりしゃせいど (指定管理者制度)
- ・ 指定管理者が、協定書や事業計画等に従い、予算執行(単年度主義によらない、柔軟な契約関係)する。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど(地方独立行政法人制度)

・ 法人が、中期目標や中期計画等に従い、予算執行(単年度主義によらない まずない はいでくかんけい 柔軟な契約関係)する。

エ 県や県議会等による統制・評価

(県直営)

- ・ 県及び議会は、包括的に指示・統制を図るとともに、第三者が監査を行う。 していかんりしゃせいど (指定管理者制度)
- ・ 県は、協定書等による指示、定期及び随時のモニタリング(現地調査等)により関与する。
- ・ 県議会は、指定管理者の選定や予算等を審議する。
- ・ 第三者が、指定管理者制度モニタリング会議において管理運営の有効性を確認する。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど(地方独立行政法人制度)

- ・ 県は、理事長・監事の任命、中期目標による指示、中期計画の認可や年度
 けいかくとう しょうにん ぎょうむじっせきひょうかとう
 計画等の承認、業務実績評価等により関与する。
- ・ 議会は、定款、中期目標や予算を審議するとともに、業務実績評価等に意見を提出する。
- ・ 第三者が、地方独立行政法人評価委員会において業務実績評価等に意見を

 ないしゅっ
 提出する。

2 今後の県立障害者支援施設の運営における組織執行体制の比較検討

けんちょくえい していかんりしゃせいど ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど 県直営、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、これらの組織執行体制で、第5 はよう せいり こんご けんりっしせっ やくわり で 整理した今後の県立施設の役割とそのテーマの具体的な取組を実践した場合の とくちょう うんえい とうめいせい かくほ かだい ひかくけんとう 特徴や、運営の透明性の確保という課題を比較検討する。

なお、ここでの比較検討は、人が生活する場である障害者支援施設の運営という
かんでん かんが かた せいり
観点から考え方を整理したものである。

でいる ない ない はんきゅうおよ じんざいいくせい [役割] 福祉科学研究及び人材育成

く具体的な取組>

- たいがく みんかんじぎょうしゃとう れんけい かがくてきこんきょ もと とうじしゃめせん しえん かくりっ 大学や民間事業者等と連携して科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立
- とうじしゃめせん しえん じっせん じんざい いくせい 当事者目線の支援を実践できる人材を育成

そしきしっこうたいせい ひかくけんとう <組織執行体制の比較検討>

ア県直営

- ・ 県自ら定めた県立施設の基本理念に基づいて、主体的に取り組むとともに、 かだいとう けん しょく はんえい 課題等を県の施策に反映することが可能である。
- ・ 地方自治制度上、定員管理が必要であるため、迅速な研究専門職の確保に

制約がある。

していかんりしゃせいど イ 指定管理者制度

・ 障害福祉分野の研究について民間のノウハウは乏しく、指定期間がある ため、必要な研究者の確保や研究成果の蓄積に制約がある。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど ウ 地方独立行政法人制度

- ・ 柔軟な人事制度や財務・会計制度を生かし、複数年度に渡る研究に必要なしばいしまれた。 とうにゅう だいがく いりょうきかんとう れんけい 人材や資金を投入して大学や医療機関等と連携するとともに、海外を含めた支援や人材育成等の先進事例の調査研究や、支援現場に係る国や民間から でいき された課題に対して外部資金等を活用することにより、大学や医療機関等からの研究員・専門人材の招へい、海外も含めた先進的な取組を行う施設等への職員派遣など、研究の対象や手法の充実を図りながら、 けんきゅう すっぱっ だいがく いりょう でんとう でんさい たいがく いりょう にゅうとう しょくいんはけん けんきゅう たいしょう しゅほう じゅうじっ はか な取組を 行 う施設等への職員派遣など、研究の対象や手法の充実を図りながら、 げんきゅう すす 研究を進めていくことが可能である。
- ・ 当事者目線の支援を実践できる職員を育成し、民間施設等との職員交流 や民間施設等への助言を通じて、広く専門人材を育成することが可能である。

[テーマ] 当事者目線の先駆的な支援

くまいてき とりくみ く具体的な取組>

とりくみ しょうがいしゃ ちいき く つく 取組① 障害者の地域での暮らしを作る

とりくみ とうじしゃめせん しえん じっせん 取組② 当事者目線の支援を実践

そしきしっこうたいせい ひかくけんとう <組織執行体制の比較検討>

ア県直営

- ・ 県自ら定めた県立施設の基本理念に基づいて、主体的に取り組むとともに、 そこでの課題等を県の施策に反映することが可能である。【再掲】
- ・ 県立施設だけでなく、本庁、児童相談所や保健福祉事務所等、福祉職の業務が多岐にわたるという本県の特色を生かし、採用後一定期間においては原則3~5年ごとに異なる分野に異動し、幅広に業務を経験することで福祉全般に関する広い視野を獲得できる。
- ・ 他方、職員の人事異動により利用者との関係性が継続しないという課題や、

支援や障害者支援施設等の運営の専門性を高めにくいという課題がある。また、施設業務を希望しない職員が配置される場合は、モチベーションの維持、 向上が難しい場合がある。

・ 地方自治制度に基づく予算執行や公契約としての手続があるため、柔軟・ 地域な対応に制約がある。

していかんりしゃせいど イ 指定管理者制度

- ・ 指定管理者の提案内容や協定に基づく人員配置計画等に従い、指定 かんりしゃ ひつよう しょくいん じゅうなん じんそく かくほ で理者が必要な職員を柔軟・迅速に確保し、配置することが可能である。
- ・ 指定期間があるため、利用者の暮らしにあわせた継続的な支援をしていく 上での制約がある。
- ・ 施設の修繕等に当たって、県と指定管理者の間の業務分担が明確でない 場合には協議する必要があるため、対応に時間を要する可能性がある。
- ・ 実施する事業は指定管理者の提案内容や協定に基づく事業計画等に従うため、新規事業の立案・実施に制約がある。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんせいど ウ 地方独立行政法人制度

- ・ 柔軟な人事制度により、県の定めた県立施設の基本理念に基づいて、法人が必要と判断した職員を迅速・柔軟に確保するとともに、中長期的な職員では計画により専門職員を育成しながら、利用者の暮らしにあわせて柔軟に配置していくことが可能である。
- ・ 理事長のトップマネジメントによる柔軟・迅速な意思決定や柔軟な財務・ かいけいせいど つう しんきじぎょう りつあん じっし りょうしゃ ひび 会計制度を通じて、新規事業の立案・実施、利用者の日々のニーズや生活環境の維持等に柔軟・迅速に対応することが可能である。
- ・ 福祉分野は人材不足が指摘されており、法人のプロパー職員の計画的なかくほ ひっょう 確保が必要であることや、丁寧な引継ぎを行う必要があるため、法人設立当初は県の福祉職を派遣する必要がある。

[テーマ] 重度障害者の地域生活移行の推進《地域生活支援型施設》

く具体的な取組>

を切くみ りょうしゃ ちいきせいかつ ひつよう う ざら 取組① 利用者の地域生活に必要な受け皿やサービスを確保

それしきしっこうたいせい ひかくけんとう <組織執行体制の比較検討>

ア県直営

- ・ 県自ら定めた県立施設の基本理念に基づいて、主体的に取り組むとともに、 そこでの課題等を県の障害福祉施策に反映することが可能である。【再掲】
- ・ 地方自治制度に基づく予算執行や公契約としての手続があるため、柔軟・

 「というない といまう まいまく
 こうけいやく
 こうけい
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけいやく
 こうけい
 こうけいやく
 こうけい
 こうはい
 こうけい
 こうけい
- ・ 県直営では、地域連携の有効な手段の一つである社会福祉連携推進法人になることができない。

していかんりしゃせいど イ 指定管理者制度

- ・ 指定管理者の法人が自ら設置・運営するグループホームや日中活動の場ができます。 まいきせいかついこう サナ も活用することにより、地域生活移行を進めることが可能である。
- ・ 公の施設の管理運営という業務範囲があるため、入所施設だけでなく、
 じしゅじぎょう
 自主事業であるグループホーム等も含めた一体的な運営や社会福祉連携推進
 はうじん
 法人による連携に制約がある。

ウ 地方独立行政法人制度

- ・ 理事長のトップマネジメントによる柔軟・迅速な意思決定や柔軟な財務・
 かいけいせいど つう にゅうじんとくじ 会計制度を通じて、法人独自にグループホーム等を設置し、入所施設といったいでき うんえい 一体的に運営することにより、地域生活移行を推進することが可能である。
- ・ 社会福祉連携推進法人に参画して、小規模法人も含めた地域の事業者のネットワーク化を図ることにより、地域全体で利用者の地域生活移行や移行後の定着を支援していくことが可能である。
- ・ 法人の自主的な事業運営を生かす制度(事前統制を極力排し、事後評価を であり、 はないため、 はなくはないというな事業進捗等の把握に制約がある。 【再掲】

「課題」運営の透明性の確保

そしきしっこうたいせい ひかくけんとう <組織執行体制の比較検討>

ア県直営

・ 県自らの判断により情報を公表し、または第三者によるチェックを受けることが可能である。

していかんりしゃせいど イ 指定管理者制度

・ 指定管理者は、県との協定書等に従い、事故等を県に報告し、また、公表 おるとともに、県による定期及び随時のモニタリング(現地調査等)や第三者 によるチェックを通じて、その実効性を担保することが可能である。

ゥ 地方独立行政法人制度

・ 制度上、法人自ら積極的な情報提供に努め、運営の透明性を確保することが求められているが、県による年度中のモニタリングが及ばないため、特に事故・不祥事等については早期に把握できる体制を構築するなど、県と法人との間における情報共有や公表等の仕組みを整える必要がある。



けつろん **<結論>**

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営もかのう そしましてこうたいせい ひかくけんとう けっか な まえると、地方独立行政法人に可能であるが、組織執行体制の比較検討の結果を踏まえると、地方独立行政法人による運営の方が、その制度の特徴を生かして、より効果的かつ持続的に役割を果たすことができると考えられる。

また、運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報 また、運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報 ままうゆう こうひょうとう しく こうちく 共有や公表等の仕組みの構築などで、対応できると考えられる。

こうしたことを踏まえ、今後の県立施設の組織執行体制は、「地方独立行政法人による運営」の方向とする。

いじょう かくけんりっしせっ ほうこうせい かん せいり じひょう 以上より、各県立施設の方向性に関する整理は、次表のとおりである。

(けんりつしせつ ほうこうせい **<県立施設の方向性>**

# th b p o L t p o	中井やまゆり園
スルかんほうじん いじょう 民間法人へ移譲 がによう む りょうしゃ かぞく げんしていかんりしゃ していかんりしせっ 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者(指定管理施設 のみ)の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の けんとう すば ちょうせい 検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。	りょくふうえん さがみ緑風園 あっぎせいかえん 厚木精華園 みうら 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	だが谷やまゆり園 たくれやまゆり園 津久井やまゆり園 あいな 愛名やまゆり園

さんこう せんこうじれい とりくみ どくりつぎょうせいほうじんこくりつじゅうどち てきしょうがいしゃそうごうしせつ <参考>先行事例における取組(独立行 政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみのその 園)

というできょうせいほうでん しょうがいしゃしえんしせっ うんえいじれい 独立行政法人による障害者支援施設の運営事例としては、平成15年に国(厚生 るうどうしょう せつりっ どくりっぎょうせいほうじんこくりっじゅうどち てきしょうがいしゃそうごうしせっ 労働省)が設立した独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がある。 とりくみ とくちょう つぎ その取組の特長は次のとおりである。

- ・ 国が定めた中期目標に基づき、法人においても中期計画を策定し、法人自らグループホームや日中活動の場を設置・運営し、利用者の地域生活移行に取り組んでいる。

だい しょう なかい 第7章 中井やまゆり園の地方独立行政法人化の進め方

なかい ちょうとくりっぎょうせいほうじん せっりっ む ていかん ちゅうきもくひょうとう 中井やまゆり園を運営する地方独立行政法人の設立に向けて、定款や中期目標等の まくてい じんじきゅうよ ざいむかいけいせいど こうちく 策定、人事給与・財務会計制度の構築やシステム導入等の準備を進めながら、県議会に 進捗状況を報告していく。

そしきしっこうたいせい いこうじき 組織執行体制の移行時期

中井やまゆり園は、令和5年度から7年度までの3年間を計画期間とするアクションプランに基づく取組を進めており、定期的に第三者による進捗確認を行いながら、確実に改革を成し遂げる。

また、本県の先行事例においては、地方独立行政法人の設立準備に2年程度の期間を要しているため、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指して調整していく。

ちほうどくりつぎょうせいほうじん <地方独立 行 政 法人による運営への移行スケジュール>

	ム人にのの住台・		
nun ang ang ang ang ang ang ang ang ang an		^{ねんど} 8 年度~	
県直営による運営			ちほうどくりつぎょうせいほうじん うんえい 地方独立行政法人による運営
アクションプランの実行			地方独立行政法人による運営 アクションプランの継承・発展
ほうじんせつりつじゅんび 法人設立準備			たほうどくりつぎょうせいほうじん せつりつ 地方独立行政法人の設立
			地方独立行 政法人の設立

2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫

(1) 運営の透明性の確保

(2) 法人プロパー職員の戦略的な確保・育成

福祉分野は人材不足が指摘されていることを踏まえて、報酬体系だけでなく、 はかうろうかんきょう。ぎょうむ。なが、しょくば、かぜとお 就労環境、業務負荷、職場の風通しなどにも十分配慮しながら、戦略的に法人プロパー職員の確保・育成を進める。

(法人設立当初)

支援のコアとなる指導的立場に、民間の支援改善アドバイザークラスの職員を とうよう 登用するとともに、県職員や当事者目線の支援を実践している先進的な民間施設等 からの職員派遣により、当事者目線の支援を実践しながら、プロパー職員の育成 を進める。

(中長期)

当事者目線の支援に関する研究の成果も活用し、民間施設やグループホーム等と
にんざいこうりゅう おこな たょう げんば の支援経験やノウハウの共有を図りながら、
とうじしゃめせん しぇん じっせん
当事者目線の支援を実践できるプロフェッショナル集団を育成していく。

また、県職員との交流を継続して行い、障害者支援の現状や課題について県に提言し、県の政策へ反映するためのフィールドとする。

こうした職員の育成に当たっては、職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みづくり、業務負荷の軽減やモチベーションの向上のための支援現場への ICTの導入や研修休暇等の自己研さんの仕組みづくりなどにもあわせて取り組む。

さらに、大学連携を通じた学生の実習の場の提供などにより、当事者目線の支援 の必要性を理解し、県立施設の理念に共感する職員の確保につなげていく。

こうりつてき ほうじんうんえい効率的な法人運営

やくいんほうしゅう ざいむ かいけい 役員報酬、財務・会計システムの運用や会計監査に要する費用等の地方独立行政 ほうじんとくゆう 法人特有のコストに加えて、指定管理者制度の場合に比べて職員の人件費が高くな かのうせい る可能性があるため、効率的な法人運営を進める。

特に、地方独立行政法人において重度障害者向けのグループホーム等を運営する場合、当初は手厚い人員配置が想定されるが、将来的に民間による取組が期待される事業であることを踏まえると、法人の運営ノウハウの蓄積にあわせて、民間においても実行可能となるよう段階的に事業の見直しを図っていく必要がある。

さんこう けんりつしょうがいしゃしえんしせつ じょうれい りゃん ぐげんか む ふ じょうぶん 参考1 県立障害者支援施設が条例の理念の具現化に向けて踏まえるべき条文

1 県民、事業者、県民との連携(第4条 関係)

県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を なか。 まますうけいはつ おこな 深めるための普及啓発を行う。

また、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映することができるように必要な措置を講ずる。

2 障害福祉サービス提供事業者の責務(第7条関係)

障害福祉サービス提供事業者は、障害者に対する公的なサービスを提供すると きた こうきょうせい たか そんざい いう極めて公共性の高い存在であることから、地域住民、関係団体等と連携し、地域 の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努める。

3 意思決定支援の推進(第10条 関係)

にようがいなくし 障害福祉サービス提供事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望み を尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努める。

4 生涯にわたる障害者への支援体制の整備(第20条関係)

県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。

こうれいしゃしきくとう れんけい だい じょうかんけい 5 高齢者施策等との連携(第21条 関係)

県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図る。

6 支援手法に関する調査研究 (第22条関係)

県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関 しようほう しゅうしゅう た ちょうさけんきゅう っと する情報の収集その他の調査研究に努める。

ちいきかん きんこう だい じょうかんけい 7 地域間の均衡(第24条 関係)

県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たって、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努める。

8 人材の確保、育成等 (第26条 関係)

県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるとともに、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身

の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずる。

また、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する
けんみんとう かんしん なか 見入を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供
その他の必要な措置を講ずる。

さんこう 参考2 どくりつぎょうせいほうじんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん せんこうじれい独立行政法人及び地方独立行政法人の先行事例

- はんけん ちほうどくりつぎょうせいほうじん せつりつじれい 本県の地方独立行政法人の設立事例 ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつびょういんきこう 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 (1)

	(A) (中宋川宋立)的 阮 (成) [
設立日	平成22年4月1日
うんえいしせつ 運営施設	* 足柄上病院
(5施設)	こども医療センター
	・ 精神医療センター
	・がんセンター
	^{じゅんかんきこきゅうきびょう} 循環器呼吸器病センター
設立経緯	ひ子高齢化等による疾病構造の変化に加え医療ニーズの
	たようか いりょうぎじゅつ こうど せんもんかとう ともな くに いりょうせいどかいかく 多様化、医療技術の高度・専門化等に 伴う国の医療制度改革やド
	ラスティックな診療報酬改定、国等の行政システム改革など
	の大きな変化に伴い、県立病院を取り巻く経営環境は厳しさ
	を増している。
	そのような中、県立病院が担う役割は増々増大していくこと
	が考えられるが、現行の運営形態においては、制度的、実態的な
	制約があることから、新たな政策課題に適切に対応していくため
	地方独立行政法人化を行った。
^{ぉも} 主なメリット	- 人材確保
	てあっ かんごきじゅん たいおう たか いりょう じつげん 手厚い看護基準への対応や、高い医療サービスを実現するた
	じんいんはいち かのう めの人員配置が可能となる。
	on 明確な経営責任の実現
	せつりつだんたい どくりつ けんげん ゆう りじちょう ていかん きだ 設立団体から独立した権限を有する理事長が、定款に定めら
	がいかく もくひょう もと ぎょうむ けいかく じっこう れた業務につき、明確な目標の下に、業務を計画、実行し、そ
	の結果について評価されることから、経営責任が明確となる。
	・ 契約事務等の事業執行の迅速化と経費削減

	る事務手続きが簡素化されることや、必要な業務について長期
	契約の締結が可能となり、事業執行の迅速化と経費削減を進め
	ることができる。

ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつさんぎょうぎじゅつそうごうけんきゅうじょ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 (2)

世っりつび 設立日

うんえいしせつ 運営施設 えびなほんぶ海老名本部 みぞ くちししょ 溝の口支所 (4施設) とのまちししょ殿町支所 横浜相談窓口 イノベーション創出に向けた取組を加速するためには、「基礎 設立経緯 ゖんきゅう じぎょうか 研 究から事業化までの一貫した支援」や「企業支援ネットワーク の中心的機関」という役割を担う新たな支援体制をつくること が求められていること、人事、組織、予算など組織運営の全ての めん 面において、可能な限りの自由度を確保できる組織形態であるこ とが求められること等から、神奈川県産業技術センターの機能 と公益財団法人神奈川科学技術アカデミー(KAST)の機能を とうごう ちほうどくりつぎょうせいほうじん せつりっ 統合した地方独立行政法人を設立した。 そうごうてき きぎょうしえん ていきょう 総合的な企業支援サービスの提供 主なメリット まではんきゅう 基礎研究から事業化までの一貫した支援の実施に向けて、 りょうきかん きのう く あ して継ぎ 目のない支援に取り組むと りょうきかん つよ ゆうごう ぎじゅっしぇん おこな ぶんや かくだいともに、両機関の強みを融合して、技術支援を行う分野を拡大 する。また、企業支援ネットワークの中心的機関として、 りょうきかん 両機関のネットワークを組み合わせ、産学公の連携交流や 人材育成などに資する事業の拡充を図る。 でゅうなん じんじせいど だんりょくてきうんよう じんざい かくほ柔軟な人事制度の弾力的運用による人材の確保 しょくいん いじょう いょく こうじょう のうりょく はっき 職員が、これまで以上に意欲を向上させ、能力を発揮でき るよう、試験・研究機関として最適な人事制度を導入する。 『 東京なん よさんせいど だんりょくてきうんよう まっき きせいび 柔 軟 な予算制度の弾力 的運用による機器整備 きぎょう へんか じゅうなん たいおう ききせいびけいかく へんこう 企業ニーズの変化に柔軟に対応した機器整備計画の変更 や、外部資金に迅速に対応した予算の組替え等により、時宜に がなった機器整備を行い、利用者サービスの向上を図る。 きょうそうてき しきんかつよう けんきゅうかいはつ そくしん 競争的資金活用による研究開発の促進 両機関の競争的資金獲得のノウハウとKASTの管理法人 としての実績を活用し、幅広い外部資金を獲得することによ り、経営資源の乏しい中小企業の研究開発を促進し、 きょうそうりょく こうじょう はか 競 争 力の向上を図る。

(3) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学

うんえいしせっ 運営施設	* こすか ・ 横須賀キャンパス
(3施設)	* 川崎キャンパス (大学院へルスイノベーション研究科)
	・ 横浜キャンパス (実践教育センター)
設立経緯	社会が成熟する中で、大学は、高等教育機関として、また、高等教育機関として、また、新たな知識や技術の発信源として、地域社会や産業界から大きな期待が寄せられていた。また、急速な少子化によって大学進学者も減少していくことが見込まれており、大学同士の競争も激しくなっていくことが予想される中、特色を生かし、そのそんないから存在価値を高めていく必要がある。 「別の一機関であることで、予算や組織運営に関して一定の制約があるため、企業連携や人材交流等を活用した教育・研究の
	があるため、企業連携や人材交流等を活用した教育・研究の をうしゅっ みりょくてき だいがく 充実や、イノベーションの創出など、より魅力的な大学づくり すす こうりつだいがくほうじん いこう を進めるために公立大学法人へと移行した。
主なメリット	 大学の自主自律度の向上 カリントが会中心とした一体的な組織体制でトップマネジメントが強化され、意思決定が迅速かつ柔軟になるため、大学の自主性、自律性が高まる。 人材確保

2独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(1)概要

せつりつび設立日	~いせい ねん がっ 平成15年10月	
前身	とくしゅほうじんしんしょうがいしゃふく しきょうかい 特殊法人心身障害者福祉協会	
まも うんえいしせっ 主な運営施設	・ のぞみの園(施設入所支援・生活介護・自立訓練)	

	1 7 7 7 1 1 7 7 1 7 1 7 7 1 7 7 7 7 7 7
	・ 就労継続支援B型事業所
	・グループホーム
	* 地域生活体験ホーム
	でどうはったつしぇんでぎょうしょ ・ 児童発達支援事業所
	・ 放課後等デイサービス事業所
世つりつけいい設立経緯	しょうわ ねん がっ げんほうじん ぜんしん とくしゅほうじんしんしょうがいしゃふくし 昭和46年4月に現法人の前身である特殊法人心身障害者福祉
	はいっといった。 その かいせつ はいまつ はいまつ はいまつ はいまつ はいまつ はいまつ はいまつ はいま
	その後、国の行政改革の一環として特殊法人等整理合理化
	計画に基づき組織形態を独立行政法人とすることが決まり、
	マルサい ねん がっ いこう じゅうどちてきしょうがいしゃ てき しょぐう おこな 平成15年10月に移行し重度知的障害者のモデル的な処遇を行
	う施設と位置付けて運営してきた。
うんえいもくてき 運営目的	・ 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な
	^{しぇん ていきょう} 支援を提供する。
	・ 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため
	こうかてき しえん ほうほう かん ちょうさ けんきゅう おこな の効果的な支援の方法に関する調査、研究を行う。
	・ 知的障害有の又抜業務に促争する有の食成及の研修を1) う。
	している。 しょうき しょうがいしゃ ふくし こうじょう はか と記を通じて、知的障害者の福祉の向上を図る。
まも とりくみ 主な取組	じりつしえん とりくみ
土な収組	○ 目立支援のための取組
	・ 施設人所利用者の地域移行の推進
	こうれい しせつにゅうしょりょうしゃ たい しえん 高齢の施設入所利用者に対する支援 いちじる こうどうしょうがい ゆう しゃとう しえん
	・ 著しい行動障害を有する者等への支援
	・ 矯正施設を退所した知的障害者への支援
	bujae dhubenja の 調査・研究
	し
	○ 援助・助言

(2) <u>とくりつぎょうせいほうじんせつりつご じょうきょう</u> 独立行政法人設立後の状況

ちいきせいかついこう地域生活移行	くに、きだ。 ちゅうきもくひょう もと 国が定めた中期目標に基づき、地域生活移行に積極的に取り
	《 組んできた。 (平成16~25年度実績:156名)
Ltojhin 施設運営	はっちゅうかつどう ば せっち うんえい とく 自 らグループホームや日 中活動の場を設置・運営 (グル

	ープホーム 5 箇所、就 労継続支援 B 型事業所等)を運営している。
研究	きょうどこうどうしょうがい 強度行動障害やターミナルケアといった全国の入所施設等 のニーズを踏まえた研究を行い、全国的なセミナーの開催等に より人材育成に取り組んでいる。
運営コスト	ちゅうきもくひょう うんえいひこうぶきん さくげん かか もくひょう せってい 中期目標で運営費交付金の削減に係る目標を設定し、 にゅうしょしゃ ちいきせいかついこう けいひせつげん はか 入所者の地域生活移行により経費節減が図られた。

なお、同法人を所管する厚生労働省では、高齢化等により地域生活移行が困難になるなど、施設を取り巻く状況が大きく変化してきたことを受けて、平成30年にどうほうじん ちゅうちょうきてき 同法人の中長期的なあり方の検討を行い、その結果を踏まえてターミナルケアのどうにゅう なたいじぎょう はいし じっしじぎょう みなお 草サ 入や附帯事業の廃止など、実施事業の見直しを進めている。

3 他県の地方独立 行 政 法人の設立事例

(1) 社会福祉事業

地方独立行政法人法に定める「社会福祉事業の経営」を行っている地方独立 地方独立行政法人法に定める「社会福祉事業の経営」を行っている地方独立 ぎょうせいほうじん 行政法人には、地方独立行政法人秋田県立療育機構がある。ただし、障害者支援 にどうなくしほうじょう いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせっ 施設ではなく、児童福祉法上の医療型障害児入所施設である。

(2) その他

にようがいしゃしえんしせつ うんえい ちほうどくりつぎょうせいほうじん ちほうどくりつぎょうせいほうじん 管害者支援施設を運営している地方独立行政法人としては、地方独立行政法人をもぎけんりつ ちほうどくりつぎょうせいほうじんひろしまけんりつびょういんきこう 栃木県立リハビリテーションセンターや地方独立行政法人広島県立病院機構がある。ただし、いずれの法人も地方独立行政法人法に定める「病院事業」が主たる じぎょう 事業である。